

2004年4月より消費税の総額表示がスタート

2004年4月1日から下記要領により、消費税・総額表示制度がスタートします。

1. 対象者は、以下のいずれにも該当する場合です。
 - ・ 課税事業者である法人・個人
 - ・ 不特定かつ多数の者に相手として事業を行っている
 - ・ あらかじめ価格表示を行っている

2. 総額表示の対象は？

(1) 総額表示が必要なもの

表示の形態	確認ポイント
値札・チラシ・商品パッケージ インターネット・電子メールの広告	表示価格に消費税を含めていますか
メニュー・お品書き カタログ・パンフレット	個々の表示価格に消費税を含めていますか
量り売りの場合の単価表示	単価に消費税を含めていますか (例：100グラム200円 100グラム210円)
手数料など料率による表示	料率(%)に消費税率を加えていますか (例：売買価格の3% 売買価格の3.15%)

(2) 総額表示が不必要なもの

- ・ レシート ・ 領収書 ・ 請求書 ・ 値引額の表示(「何円引き」といった表示)
- ・ 業者間取引における価格表示

3. 端数処理の問題

- 1コ50円(税抜)の商品を「1コ52円(税込)」とし1,000コ販売した場合の請求額は？
- 2004年3月まで … 52,500円 (= 50円(税抜価格) × 1,000コ × 105%)
- 2004年4月以降 … 52,000円 (= 52円(表示価格) × 1,000コ)
- 2004年4月以降、表示価格を円未満まで表示(今回の例でいうと「1コ52.5円」と表示)することにより、改正前と同様の請求をすることが可能です。

お見逃しなく！

1. 消費税・総額表示と印紙税との関係

印紙税法では「消費税分を明らかにした表示方法で記載している場合」にだけ税抜価格を「印紙税貼付の判断となる金額」とすることができます。

そのため、印紙税貼付の対象となる書類は、税込総額・税抜価格・消費税額を記載することにより、印紙の節約になることがあります。

2. 「税抜価格」を前提とした現行の規則第22条第1項(一領収単位の端数処理の特例)は、2004年4月1日以降、下記をのぞき、廃止されます。

下記の条件に該当する場合、経過措置の特例適用が可能です。

- 総額表示義務の対象とならない取引(業者間取引など)を専ら行っている場合
「税込レジシステム」への変更が間に合わない場合など
を理由とした経過措置の適用期限は3年(2007年3月31日)までの取引です。